

2026 年 1 月

フェアコンサルティンググループは、世界 20 カ国/地域・36 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、欧州各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。

[EU 全般](#)、[ドイツ](#)、[イギリス](#)、[オランダ](#)、[スペイン](#)

EU 全般

ブルガリア、2026 年からユーロを導入

ブルガリアは **2026 年 1 月 1 日にユーロを導入し、法定通貨がレフから切り替わります。** 為替レートは 1 ユーロ = 1.95583 レフに固定され、導入後 1 ヶ月間は両通貨の併用が可能です。消費者保護の観点から、2025 年 8 月 8 日から 1 年間は価格の二重表記が義務付けられ、101 品目の価格監視が毎日実施されます。中央銀行での交換は無期限・無料ですが、商業銀行等での無料交換は最初の 6 ヶ月間に限定されます。導入日時点で、国内 ATM の 96% がユーロに対応する予定です。この移行により、EU 単一市場内の透明性向上やビジネス機会の拡大が期待されています。

(出處)

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/ip_25_3123/IP_25_3123_EN.pdf

2026 年 1 月、CBAM 規則が全面施行

2026 年 1 月 1 日より、EU 炭素国境調整措置（CBAM）の規則が全面的に施行されます。 対象製品（セメント、鉄鋼、アルミニウム、肥料の年間輸入量 50 トン以上、および電力・水素の全輸入）を EU へ輸入する際は、CBAM 口座番号または申請参考番号の保持が求められます。申請は各国当局へ行い、遅くとも 2026 年 3 月 31 日までに完了させる必要があります。期限までに認可または申請がない場合、通関の停滯や罰則を科されるリスクがあるため、欧州委員会は早期の対応を強く推奨しています。EU 域外の業者は、認可を受けた間接通関代理人を通じて手続きを行うことも可能です。

(出處) https://taxation-customs.ec.europa.eu/news/reminder-cbam-goes-live-1-january-2026-2025-12-23_en

以上



ドイツ

ドイツ基金始動：1300 億ユーロの投資誘致

ドイツ政府と KfW は、経済の競争力と将来性を高めるため「**ドイツ基金**」を開始しました。政府が約 300 億ユーロの公的資金と保証を提供することで、総額約 **1300 億ユーロの追加投資**を誘発することを目指します。対象は、製造業、中堅企業、スタートアップ、エネルギー企業など広範囲にわたります。

支援対象セグメント	主な支援内容・手段
産業・中堅企業	供給網の強靭化、リチウム等の重要原材料確保への出資・融資
エネルギー	送電・熱供給網の整備支援、地熱発電の掘削リスク保証
新興企業	1 件最大 5000 万ユーロの共同投資、ディープテック等への支援

本基金は 2025 年 12 月に段階的な運用を開始し、2026 年以降は住宅建設分野への活用についても議論されています。

(出處)

<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2025/12/2025-12-18-deutschlandfonds.html>

独・私的年金改革：資産形成の簡素化と子支援

ドイツ閣議は、老後保障を盤石にするための「**私的年金改革法案**」と「**早期開始年金**」の骨子を承認しており、今後立法プロセスが進められる予定です。特に低・中所得者層が資産形成を行いやすいよう、従来の制度を刷新し、よりシンプルで魅力的な枠組みを提供します。

【主な改革内容】

- **年金デポの導入**： 収益性を重視し、元本保証義務のない新商品を導入。
- **給付金の拡充**： 拠出額に応じた比例支給制（最大年 480 ユーロ、2029 年以降増額）へ移行。
- **早期開始年金**： 6 歳から 18 歳までの子に対し、月額 10 ユーロの国庫補助を支給。
- **コスト抑制**： 販売手数料の全期間分散や、低コストな標準商品の提供を義務化。

新制度は **2027 年 1 月**より開始予定です。なお、早期開始年金は 2020 年生まれ以降を対象に、2026 年 1 月まで遡及して適用されます。

(出處)

<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Steuern/2025/12/2025-12-17-private-altersvorsorge.html>

以上



イギリス

英歳入関税庁、遅延利息等の利率を引き下げ

イギリンド銀行による政策金利の **3.75%への引き下げ**（2025 年 12 月 18 日発表）に伴い、英歳入関税庁（HMRC）は税金の支払遅延および還付に係る利率を改定します。HMRC の利率は政策金利に連動しており、以下の基準で設定されています。

項目	利率設定の仕組み
支払遅延利息	政策金利 + 4%
還付利息	政策金利 - 1% (下限 0.5%)

新利率は、四半期分割納付の場合は 2025 年 12 月 29 日から、それ以外の納付の場合は 2026 年 1 月 9 日から適用されます。この改定は、期限内の納税を促進し、過払いが生じた納税者に対して公正な補償を行うことを目的としています。

(出處) <https://www.gov.uk/government/news/hmrc-revises-interest-rates-for-late-payments>

2026 年 4 月よりビンゴ税を廃止

英国政府は、2026 年 4 月よりビンゴ税（現行：利益の 10%）を廃止する方針を示しています。この措置は、地域社会の交流拠点である国内約 250 のビンゴクラブと約 7,000 人の雇用を保護し、業界の再投資と近代化を支援するものです。

本施策は広範なギャンブル税制パッケージの一環であり、以下の増税もあわせて実施されます。

- リモート・ゲーミング税：21%から 40%へ引き上げ（2026 年 4 月～）
- リモート・ベッティング税：15%から 25%へ引き上げ（2027 年 4 月～）

これらの変更により年間約 10 億ポンド超の追加税収が見込まれており、国民保健サービス（NHS）の待機リスト削減や生活費支援などの公的優先事項に充当されます。

(出處) <https://www.gov.uk/government/news/tax-minister-and-bingo-association-celebrate-scraping-of-bingo-duty>

以上

オランダ

オランダ自動車税通知書の取扱い注意

オランダ税務当局は、「Verschuldigdheid motorrijtuigenbelasting（自動車税の賦課）」という件名の書面について、これは請求書ではなく、直ちに支払う必要はないと注意を呼びかけています。

本通知は、納税予定額とその計算根拠を情報提供するものです。実際の支払方法は、自動引き落とし設定の有無により異なります。自動引き落としを利用している場合は口座から自動的に引き落とされますが、利用していない場合は、別途支払い期日と方法が指定された請求書が送付されます。

納税者は通知内容を確認し、自身の支払い状況を把握しておくことが推奨されます。

(出處)

<https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/berichten/nieuws/brief-verschuldigdheid-motorrijtuigenbelasting-geen-rekening>

2026 年オランダ給与税制改正の要点

2025 年 12 月のニュースレターでご案内した通り、2026 年 1 月より施行される給与税制の改正について、2026 年に適用される具体的な税率、金額、パーセンテージが公表されています。

早期退職 (RVU) の非課税枠は月額 2,657 ユーロに引き上げられ、恒久的な制度となります。

30%ルーリング（駐在員向け減税措置）については、2026 年から適用上限額制限（キャップ制）の猶予期間が終了する対象者が現れます。

自動車関連では、2026 年以降に新たに付与されるゼロエミッション車の付加給付率は 22%となり、割引適用の上限（キャップ）は廃止されます。

雇用主は、これらの改正に伴う給与計算や契約内容の見直しが必要です。

（出処） <https://download.belastingdienst.nl/belastingdienst/docs/nieuwsbrief-loonheffingen-2026-lh2091t62fd.pdf>

以上



スペイン

2026 年税制改正：各種優遇措置の延長

2025 年 12 月 24 日付の官報にて公布された王令第 16/2025 号は、経済的・社会的状況の変化に対応するため、主要な税目における優遇措置の延長および新たな促進策を規定しました。本改正は、納税者の負担軽減と、脱炭素化に向けた投資の継続を主眼としています。

【主要な税制改正事項の概要】

税目	改正・延長措置の詳細
付加価値税 (IVA)	簡易課税制度および農業・畜産業・漁業特別制度の適用限度額を 2026 年まで据え置き。
個人所得税 (IRPF)	推定課税（客観的評価法）の適用限度額を 2026 年まで延長（農林畜産業除く）。住宅の省エネ改修、EV 購入、充電設備設置の税額控除を 2026 年末まで延長。公示価格改定自治体の不動産帰属所得算定率を 1.1%とする（2025 年 1 月施行）。
法人税	2024 年～2026 年に運用開始する新型車両（FCV、BEV、PHEV 等）および充電インフラへの投資に対する即時償却を許容。再生可能エネルギー関連投資の即時償却も 2026 年まで延長。

1. 付加価値税 (IVA) および個人所得税 (IRPF) の制度維持 中小規模の事業者が活用する IVA の簡易課税制度および農業・畜産業等の特別制度について、適用可能な売上高等の上限が 2026 年まで維持されます。同様に、IRPF の客観的評価法（推定課税）の適用限度額も、独自の基準を持つ農林畜産業を除き、2026 年まで延長されることが決定しました。

2. 環境投資および住宅改修へのインセンティブ 住宅のエネルギー効率改善工事や、電気自動車（EV）および充電設備の導入を促進するため、従来の税額控除措置が 2026 年 12 月 31 日まで延長されます。また、不動産帰属所得の算定において、2012 年 1 月以降に公示価格の見直しが行われた自治体の物件に対し、1.1%の算定率を適用する規定が 2025 年 1 月より開始されます。

3. 法人税における即時償却の拡大 企業の脱炭素投資を強力に支援するため、2024 年から 2026 年の間に運用開始される特定の低排出車両（FCV、BEV、REEV、PHEV 等）や、電気自動車の充電インフラについて、**即時償却（自由償却）** が認められます。さらに、再生可能エネルギー源を利用した投資についても、即時償却の適用期間が 2026 会計年度まで延長されました。

（出処）<https://sede.agenciatributaria.gob.es/Sede/todas-noticias/2025/diciembre/26/nuevas-medidas-materia-tributacion.html>

以上

【フェアコンサルティンググループ欧州拠点】

Fair Consulting Deutschland GmbH

デュッセルドルフ

Oststrasse 54, 40211 Dusseldorf, Germany

Tel: +49-211-740-73-160

ミュンヘン

Landsberger Strasse 302, c/o Regus 80687 Munich, Germany

Tel: +49-89-54199-7406

小林 拓也 ta.kobayashi@faircongrp.com

水野 翼 tsu.mizuno@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています

https://youtu.be/eSI1XX_TnLQ

<https://youtu.be/DUCRZrPKIv8>

Fair Consulting Group UK Limited

25 City Road, London, EC1Y 1AA, United Kingdom

Tel: +44-20-7863-9770

青木 貴宣 ta.aoki@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/s2AqkSfBCdA>

Fair Consulting Netherlands B.V.

Atrium Building 4th floor, Strawinskylaan 3051, 1077 ZX, Amsterdam, The Netherlands

Tel: +31-20-301-22-00

雲内 聰 sa.unnai@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/rgsWcfEqvcg>

Fair Consulting Spain, Sociedad Limitada

Plaza Catalunya, 1, Centre Comercial El Triangle Pl.4, 08002 Barcelona, Spain

Tel: +34-666-115-607

永島 大 dai.nagashima@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/ROSSsIwmMVfE>

【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 grm@faircongrp.com

YouTube チャンネルでも、情報発信しています。チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



【2025 年度版】フェアコンサルティングのご紹介【日本発の会計事務所系
グローバルコンサル】

<https://youtu.be/Howt0CMVSxY>

「FCGニュースレター 欧州」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター欧州」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター欧州」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。